3月18日に 「きこえの手帳」 について以下のように健康福祉部こども家庭課より記者発表がありましたが、 耳鼻咽喉科の先生方に改めて、補足のご説明申しあげます。 福祉医療委員会 高木 明

## 発表要旨

提供日 2013/03/18

タイトル 「きこえの手帳」を作成しました

聴覚障害を持つお子さんの成長を支援します

担 当 健康福祉部 こども家庭課

連 絡 先 母子班 小嶋 tel 054-221-2993

# 概要:

静岡県では、出生直後に新生児聴覚スクリーニング検査の受検を勧め、聴覚障害の早期発見に努めています。検査により聴覚障害が発見されたお子さんの成長を支援するため、聴力の状態を記録し、治療や生活指導、学校教育などに活用できる「きこえの手帳」を作成しました。

作成にあたり、実際に手帳を利用する患者、治療や支援にあたる関係者(耳鼻科医、言語聴覚士、保健師、特別支援学校教諭、中等度難聴を持つお子さんとその親)の意見を反映しました。医学的な監修は日本耳鼻咽喉科学会静岡県地方部会(特に福祉医療委員)の協力を得ました。

## 配付対象:

18歳未満で聴覚に障害がある(疑いを含む)子どもとその養育者を対象とします。

配付は、新生児聴覚検査の精密聴力検査医療機関(沼津市立病院・県立総合病院・聖隷浜松病院・浜松医科大医学部附属病院)、静岡県乳幼児聴覚支援センターで行います。 必要に応じて県内耳鼻咽喉科の医療機関にも配布いたします。

#### (以下 福祉医療委員会からの医科向け補足説明)

経緯:中等度難聴の補聴器購入助成事業構想の過程で行政より福祉医療委員長に 新スクから始まる難聴児への 支援の一層の充実のための新たな方策の有無について相談があり、植田宏委員が温めていた「きこえの手帳」を提案し、実現に至った。

#### 目的:

- ・新スク後の refer 児の聴力検査の経過、確定診断の記録を医療関係者、教育関係者がどこでも確認できるようにして、必要に応じて適切な助言ができるようにすること。
- ・保護者が児の聴力の状況を適切、正確に把握できるようにすること。
- ・長期の経過観察から 新しい聴覚管理の方法を見いだし、疫学に資するようにすること。

#### 運用:

当面はこどものみを対象とします (18 才未満)。 精密聴力検査機関で refer として受診した乳幼児に手渡す予定です。記入は原則保護者にお願いすることとします。 COR, ABR、ASSR の結果も記入される予定です。学齢期に発見された中等度難聴、あるいは既に難聴が分かっている児童の保護者から希望があればどの医療機関でも適宜配布可能です。 不明な点は以下に お問い合わせください。

## 連絡先: <手帳の配付について>

県こども家庭課 母子班 TEL 054(221)2993 住所 〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6 <手帳の活用等について>

静岡県乳幼児聴覚支援センター 相談員 橋本全美 TEL 054(247)6168 FAX 054(247)6171 〒420-8527 静岡市葵区北安東 4 丁目 27-1 (静岡県立総合病院内)